

## 石油製品の取引に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ガソリン、重油、軽油及び白灯油等（以下「石油製品」という。）の購入について、円滑な事業執行を図るために必要な手続きを定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この要領は、随意契約による石油製品の購入に適用する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

### (事業者の登録)

第3条 購入の対象となる事業者は、この要領に定める石油製品取引登録届（第1号様式）を市長へ提出し、石油製品取引登録をしなければならない。

2 事業者は登録内容に変更があったときは、速やかに石油製品取引登録変更届（第2号様式）を提出しなければならない。

3 第1項に規定する石油製品取引登録届の受付は、毎月10日をもって締め切る。

4 事業者は、当該取引を行う意思がないときは、速やかに石油製品取引登録辞退届（第3号様式）を提出しなければならない。

### (登録の有効期間)

第4条 登録開始は、提出された石油製品取引登録届の当該締切日の翌月1日とする。

2 登録の有効期限は、前条第4項による石油製品取引登録辞退届による辞退日又は第13条第2項による抹消日までとする。

### (登録基準)

第5条 第3条第1項により石油製品取引登録をしようとする事業者は、次に掲げる登録基準のすべてを満たすものとする。

(1) 石油製品販売に関して必要な資格を有すること。

(2) 横須賀市競争入札参加資格者名簿（物品）で、「営業種目：石油類（ローリー納め）」又は「営業種目：石油類（店頭販売）」に登録があり、所在地区分が市内又は準市内であること。

(3) 横須賀市内又は本市が指定する区市町域に店舗があること。

(4) 各月の取引希望価格を当該月の前月15日までに市長あてに通知できること。

(5) 支払いは、担当部局又は担当課等ごとに1月分を集計し、請求書による後払い（請求後30日以内に支払い）に応じられること。

2 前項を適用する基準となる日は、登録しようとする月の初日及び登録後における年度の初日とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

### (予定価格)

第6条 財務部契約課長（以下「契約課長」という。）は、国若しくはこれに準ずる機関が公表する価格又は市場価格等をもとに毎月の予定価格（単価）を、原則として当該月の前月10日までに定めなければならない。

2 契約課長は、前項による予定価格を決定したときは、登録事業者に対して速やかに石油製品取引予定価格通知書（第4号様式）により通知するものとする。

### (取引希望価格の通知)

第7条 登録事業者は、石油製品取引希望価格通知書（第5号様式）に当該月の取引希望価格及び必要事項を記載し、当該月の前月15日（必着）までに契約課長へ提出しな

なければならない。ただし、契約課長は、当該事業者特別な事情があると認めるときは、提出期限を延長することができる。

- 2 前項による石油製品取引希望価格通知書は、代表者又は契約に関する事務を代表者から受任した者が押印のうえ郵便又はファクシミリ等で提出しなければならない。

(取引希望価格等の周知)

第8条 契約課長は、第6条第2項による予定価格及び前条第1項により通知された登録事業者ごとの石油製品取引希望価格通知書の価格（以下「希望価格」という。）を、当該月の前月20日までに関係各課に周知しなければならない。

- 2 契約課長は、前項のほか、登録事項の変更等、必要な事項を関係各課に周知するものとする。

(購入先の決定)

第9条 当該物品を購入する主管課長等（以下「主管課長」という。）は、購入価格、所在地、その他の諸条件等を勘案し、第5条第1項各号の基準購入先を決定するものとする。

- 2 購入先は、必要に応じて複数の事業者とすることができる。
- 3 予算決算及び会計規則第21条により、当該契約書の締結は省略する。

(契約単価)

第10条 主管課長は月ごとに契約単価を決定する。ただし、特別な理由があるときは、納品の都度に契約単価を定めることができる。

- 2 主管課長は、第7条第1項による希望価格を契約単価とすることができる。ただし、登録事業者から単価の見積書を徴収することにより、希望価格未満の価格を契約単価とすることができる。
- 3 契約しようとする単価は、第6条による予定価格又は第7条第1項による希望価格のうち安価を示したものを上限とし、これを超えることができない。
- 4 第2項ただし書きによる見積書の徴収は、支払金額が月額10万円以下の場合、省略することができる。

(納品)

第11条 契約事業者は、納品の都度に品名、納品日、及び納品数量等を記載した書面を提出しなければならない。ただし、当該書類の押印は省略できるものとする。

- 2 契約事業者は、店頭による自動車等への給油（セルフ給油を除く。）にあつては、本市の職員名及び当該車両ナンバーを控えなければならない。

(代金の請求)

第12条 契約事業者は、納入代金を請求しようとするときは、主管課長の指定先に請求書を提出しなければならない。ただし、請求にあたり、主管課長から納品内訳又は消費税額の明示を求められたときは、これに従わなければならない。

(登録抹消)

第13条 市長は、登録事業者が別表に掲げる事由に該当するときは、当該事業者への通知をせずに第3条に定める石油製品取引登録から一時抹消することができる。

- 2 市長は、登録事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該事業者への通知をせずに第3条第1項に定める石油製品取引登録から抹消することができる。
  - (1) 第5条第1項第1号から第3号までに適合しない状態が引き続き3月以上になったとき

- (2) 第5条第1項第4号による通知書を引き続き3月以上提出しないとき
- (3) この契約に関して、この要領若しくは契約規則等に違反したとき又は不誠実な行為があったとき

3 市長は、前項第3号により事業者の登録を抹消したときは、当該行為があった日から翌年度の末日まで、第3条第1項に定める石油製品取引登録をすることができない。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項は、法令及び契約規則等に従って処理するものとする。

別表（第13条第1項関係）

事 由	一時抹消日	一時抹消の終期
1 第5条第1項第1号に適合しないことが明らかになったとき	当該日	解消された月の末日
2 登録後の年度初日に第5条第1項第2号又は第3号のいずれかに適合しないとき	当該日	解消された月の末日
3 第7条に定める通知を行わなかったとき	翌月1日	当該月の末日
4 指名停止要綱による指名停止措置を受けたとき	当該日	当該措置が解除された日

附則

この要領は、平成18年3月15日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日より改正し、平成25年11月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条第1項関係）

## 石油製品取引登録届

年 月 日

（あて先）

横 須 賀 市 長  
横須賀市上下水道事業管理者

住 所  
申請者

氏 名

TEL ( )

FAX ( )

石油製品の取引に関する要領に基づき、登録を申請します。  
なお、この登録及び契約にあたっては、当該要領及び関係法令を遵守いたします。

1	競争入札参加有資格者の業者ID			
2	連絡先（申請者の電話、ファクス番号と異なる場合のみ記入）	TEL ( ) FAX ( )		
3	対象店舗			
No.	店舗名	給油方法	住 所	TEL
1		一般・セルフ		
2		一般・セルフ		
3		一般・セルフ		
4		一般・セルフ		
5		一般・セルフ		
6		一般・セルフ		

- ※1 申請者は、代表者名とします。
- ※2 競争入札参加有資格者登録で委任状を提出しているときは、当該受任者がこの取引に係る確認書、見積書、請求書等の提出者となります。
- ※3 対象店舗の欄が不足する場合は、別紙に記載して添付してください。

第2号様式（第3条第2項関係）

## 石油製品取引登録変更届

年 月 日

（あて先）

横 須 賀 市 長  
横須賀市上下水道事業管理者

住 所  
申請者

氏 名

TEL ( )

FAX ( )

石油製品取引の登録事項について、下記のとおり変更がありましたのでお届けします。

記

1. 変更予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2. 該当項目を記入してください。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
① 住 所		
② 法 人 名		
③ 代 表 者		
④ 連 絡 先		
⑤ 店 舗 追 加 変 更	(閉鎖店舗)	(追加店舗：住所：TEL)
⑥ そ の 他		

※1 ①～③については、この変更届とあわせて競争入札参加資格の登録内容を変更する必要があります。

第3号様式（第3条第4項関係）

## 石油製品取引登録辞退届

年 月 日

（あて先）

横 須 賀 市 長  
横須賀市上下水道事業管理者

住 所

申請者

氏 名

TEL ( )

FAX ( )

石油製品取引登録について、 年 月 日をもって下記理由により辞退  
いたします。

記

理由について

[ ]

第4号様式（第6条第2項関係）

## 石油製品取引予定価格通知書

年 月 日

石油製品取引登録事業者 各位

横須賀市財務部契約課長

年 月分の石油製品取引予定価格について、下記のとおり通知します。

No.	物 件 名	区 分	単 位	数 量	予 定 価 格			
					円			銭
①	ガソリン(レギュラー)	店頭渡し	リットル	1				
②	ガソリン(ハイオク)	店頭渡し	リットル	1				
③	A 重油(LS)	小型ローリー配達(2キロリットル以上14キロリットル未満以上)	リットル	1				
④		ローリー配達(14キロリットル以上)	リットル	1				
⑤	軽油	店頭渡し	リットル	1				
⑥		配達(180リットル以下)	リットル	1				
⑦		配達(180リットル超え2キロリットル未満)	リットル	1				
⑧		小型ローリー配達(2キロリットル以上14キロリットル未満以上)	リットル	1				
⑨		ローリー配達(14キロリットル以上)	リットル	1				
⑩	白灯油	店頭渡し	リットル	1				
⑪		配達	リットル	1				

第5号様式（第7条第1項関係）

## 石油製品取引希望価格通知書

年 月 日

（あて先）横須賀市財務部契約課長

住 所  
申請者  
氏 名  
T E L ( )  
F A X ( )

年 月分の石油製品取引希望価格について、下記のとおり通知します。

No.	物 件 名	区 分	単 位	数 量	予 定 価 格			
①	ガソリン(レギュラー)	店頭渡し	リットル	1		円		銭
②	ガソリン(ハイオク)	店頭渡し	リットル	1				
③	A 重 油 (LS)	小型ローリー配達(2キロリットル以上14キロリットル未満)	リットル	1				
④		ローリー配達(14キロリットル以上)	リットル	1				
⑤	軽 油	店頭渡し	リットル	1				
⑥		配達(180リットル以下)	リットル	1				
⑦		配達(180リットルを超え2キロリットル未満)	リットル	1				
⑧		小型ローリー配達(2キロリットル以上14キロリットル未満)	リットル	1				
⑨		ローリー配達(14キロリットル以上)	リットル	1				
⑩	白 灯 油	店頭渡し	リットル	1				
⑪		配達	リットル	1				